



上林 美也子さん
コープぎふ

生活協同組合コープぎふ副理事長の上林です。一消費者として世話人会に参加させていただいています。2015年から会計監査も務めております。世話人会では、ふだんお会いすることのない大学教授や弁護士、司法書士、消費生活相談員等の方々のお話を聞くのが楽しみです。いろいろ勉強になります。高山市在住で、夕方からの世話人会にはなかなか参加しづらくなっていますが、少しでもお手伝いできればと思っています。よろしくお願いします。

訪問販売お断り!! ステッカー活用自治会募集!!

募集!

消費者ネットワーク岐阜では、2017年に岐阜県消費者団体等活動支援補助金を活用して「訪問販売お断り!!ステッカー」を作成しました。いろいろ活用いただきそのとき作成した在庫がなくなったため、2019年度の補助金を活用してステッカーとチラシを増刷しました。訪問販売による消費者被害はまだ発生しています。特に、昼間に在宅していることの多い高齢者がその被害にあいやすいといわれています。訪問販売については、基本的にきちんと断れば被害にあわないのですが、なかなか「お断りします。」ときっぱり言えない人が多いのが実態です。ステッカーがはってあれば、訪問者に「ステッカーが貼ってあるでしょう。お帰りください。」とすることができます。ステッカーは無料で配布し、ステッカーとともに活用法のチラシも差し上げます。申し込みは、自治会や老人クラブ等の団体でも個人でも結構です。消費者ネットワーク岐阜までお気軽に申し付けください。団体等で活用いただく場合には、10分間ほどの活用説明にうかがうことも可能です。申し込みは、058-370-6867(全岐阜県生活協同組合連合会)

消費者ネットワーク岐阜



「消費者ネットワーク岐阜」：2019年度の会員数個人会員91名・団体会員14団体

世話人名簿 代表：大藪千穂(岐阜大学教育学部教授)、副代表：御子柴 慎(弁護士)、花井泰子(消費生活相談員)、会計監査：上林美也子(コープぎふ)、事務局長：河原洋之(全岐阜県生活協同組合連合会)、浅川剛志(弁護士)、石田英高(弁護士)、井端敏之(岐阜県労働者福祉協議会)、今尾大祐(弁護士)、臼井俊治(弁護士)、奥田真之(愛知産業大学教授)、小幡麻衣(弁護士)、葛西裕子(消費生活相談員)、金森耕治(司法書士)、金山富士子(岐阜県生活学校)、河野美佐子(岐阜県生活学校)、佐藤圭三(全岐阜県生活協同組合連合会)、小司隆信(司法書士)、鷲見和人(弁護士)、土屋博史(司法書士)、富樫 悠(司法書士)、根本達矢(弁護士)、福田 中(司法書士)、藤井慎哉(弁護士)、堀 雅博(弁護士)、水谷光由(生活協同組合コープぎふ)、村上佑介(弁護士)、山科正太郎(弁護士)

会員募集!!! ~「消費者ネットワーク岐阜」事務局より~

「消費者ネットワーク岐阜」の会員になりませんか。会員には、ネットワークの機関紙が送付され、企画の案内もされます。年会費は、個人1口500円、団体1口1000円です。下記まで住所・氏名をご連絡ください。参加申込書と会費の振込用紙を郵送します。事務局：全岐阜県生協連 電話 058-370-6867 FAX058-370-6860 Eメール hkawahar@tcoop.or.jp, HP: http://cnetgifu.web.fc2.com/

消費者カフェ・ぎふ

第19号 2019. 10. 28



2019年度下期 講演会 を開催します!

日時：2019年12月15日(日)9:30~11:30

場所：岐阜大学サテライトキャンパス 大講義室

(岐阜スカイウィング37東棟4階) 電話：058-212-039x



「キャッシュレスの現状と今後との動向」

~安心して使えるのかキャッシュレス。本当にキャッシュレスは便利なの?~



講師：山本 正行 氏 (山本国際コンサルタンツ代表)

消費増税とともに本格始動しはじめたキャッシュレス決済。皆さんは使いこなしていますか?ポイント還元が加わったことで、こんがらがってしまっている人もいるのではないのでしょうか。使いこなせない消費者が損をしないために、キャッシュレス決済の専門家から学びましょう。

講師紹介:

主に電子決済(キャッシュレス)を専門とするコンサルタント。キャッシュレスサービスに関するビジネスや、それに関連した消費者問題に精通。消費生活相談員、行政職員、弁護士など向けにキャッシュレスサービスに関するセミナーを多数実施。

専門分野：クレジット、デビット、プリペイドカード、電子マネー、資金移動、仮想通貨、等あらゆるキャッシュレスサービスのしくみ、ビジネスと、それが絡む消費者問題、制度、等
キャッシュレス関連テクノロジー(スマートデバイス、モバイル端末、ICカード、認証基盤、EMV、PCIDSS、3Dセキュア、等)の商用化支援。機関投資家向けアドバイザー、外国企業の日本市場参入など。

参加無料です。

参加ご希望の方はお電話でお申し込みください! 当日参加も歓迎です!

電話 058-370-6867(全岐阜県生協連)



「消費者ネットワーク岐阜」令和元年度上半期の活動報告

1. 消費者被害の未然防止・自立した消費者の育成のために！

- (1) 総会記念講演会を5月11日に開催し、岩重佳治氏と大藪代表によって、「あなたの教育費の準備の仕方、間違っていないか」のタイトルで、奨学金の問題点について講演して頂きました。
- (2) 「ライフ&マネー」の消費者ネットワーク版を岐阜県消費者団体等活動支援補助金の助成で作成しました。

2. 消費者問題に関わる横のつながりの強化のために！

- (1) 月1回のお世話人会を6回開催しました（2019年4月、5月、6月、7月、8月、9月）
- (2) 7月12日 岐阜県弁護士会主催の「消費者問題懇談会」に大藪代表が出席しました。
- (3) 機関紙「消費者カフェ・ぎふ」特集号と第19号(本号)を発行しました。
- (4) 9月1日の岐阜市の「消費生活展」に展示ブースで参加しました(右下参照!)

3. 地方行政に提言します！

- (1) 5月27日 岐阜県環境生活部県民生活課と、ハートフルスクエアGにおいて懇談会を実施しました。
- (2) 7月31日 岐阜県消費生活安定審議会に大藪代表が議長として参加しました。
- (3) 8月27日 可児市役所で、懇談会を実施しました(下)。

可児市役所との懇談会(2019.8.27)

2019年8月27日(火)、可児市役所会議室で、可児市と消費者ネットワーク岐阜世話人会の懇談会を開催しました。可児市からは、観光経済部産業振興課商工労働係の平田係長、奥村氏、消費生活相談員の古田氏と宮田氏、可児市地域包括支援センター高齢福祉課高齢者支援係の渡邊氏にご参加いただき、消費者ネットワーク岐阜からは大藪千穂代表以下7名が参加しました。可児市から今年度の消費者相談の状況や取り組みについて以下の報告がありました。4月から「消費生活センター」に改称した。相談受付は昨年までの週4日から5日になり、9時から15時までに行っている。相談員は3名体制で、課長がセンター長を担っている。センター改称に伴い、リーフレットを作成し全戸配布したが、相談数は減少した。近年は小学校へのお出前講座が授業時間の確保が困難なため実施できていないと報告がありました。また、訪問販売お断りのステッカー、外国人居住者への対応状況等も紹介されました。渡邊氏からステッカーは高齢福祉課が高齢者訪問に活用している。可児市は6ヵ所地域包括があり、月に1回会議を行なっている。年末にむけて消費者被害が増えていくので、今年初めて10月に消費生活相談員を呼んで、消費者被害の情報を学ぶ検討会議を開こうと思っているという報告があった。消費者ネットワーク岐阜からは、ステッカーは一枚の中に必要な情報が網羅されているスグレものなので、あとは活用方法を周知してほしいと消費者ネットワーク岐阜作成のステッカー活用チラシを紹介した。パイオネットの分類を活用した消費者被害の実態把握の促進、2022年成年年齢引き下げに向け学校教育への専門家の活用・連携、消費者安全確保地域協議会の設置を意識した福祉部局との日常的に顔の見える関係づくりの強化と情報共有の重要性などの助言を行い意見交換しました。

岐阜県環境生活部県民生活課との懇談会(2019.5.27)

2019年5月27日18時～19時、JR岐阜駅隣接のハートフルスクエアG 研修室50で、環境生活部県民生活課と消費者ネットワーク岐阜世話人会の懇談会を実施しました。県民生活課からは、前田課長、服部消費生活安全係長、草野同主査、県民生活相談センターの山田係長の4名が、世話人会からは、大藪代表、御子柴副代表、浅川、泉谷、奥田、奥長、葛西、上林、河野、佐藤、河原の11名が参加しました。河原事務局長より、2018年度年度消費者行政アンケート提言の説明を行い、前田課長より、市町村の相談窓口については、県としても十分な状況ではないと認識している。県の相談センターは中核的センターとして、市町村の窓口のバックアップを行なっている。今後も体制強化のお願いをしていきたい。地方消費者行政推進交付金の活用期限後の事業についても、市町村に自主財源の確保をお願いしている。また、ライフステージに応じた消費者教育の推進については、中学校向けの消費者教育、中高生向けの向けのウェブ版の教材を開発したい。成年年齢の引き下げに備えて強化は必須と考えている。



消費生活安全法による消費者安全確保地域協議会の設置については、現状岐阜県内で4市の設置だが、全国的に見ても遅れているほうではないと認識している。今後も人口の多い市から設置をお願いしていきたいと説明があった。消費者ネットワーク岐阜からは、成年年齢引き下げに対応する出前講座を予定していること、岐阜市で実施したライフ&マネープラン授業の出前授業も行なう予定になっていること、県のセンター等が受けている相談データの出し方等について市町村別件数の開示についての提案を行ない、協議も行ないました。

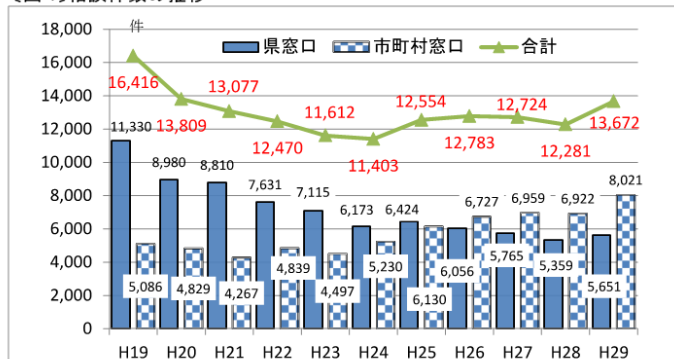
岐阜市の「消費生活展」に参加しました！

9月1日(日)に岐阜市内のマーサ21で開催された消費生活展で、消費者ネットワーク岐阜のブースの午後の部を担当させていただきました。午前の部において、すでに多くの来場者があった事を、回答のシールの多さが物語っていました。その消費者クイズで、ネット販売ではクーリングオフが出来ない事を知らない人が多くいました。2問目・3問目は、成年年齢に関する事で、契約と酒・タバコの問題で、こちらは正解者が多く見られました。しかし、「今のところ19歳の娘の契約は解約できるが、成年年齢が18歳に引き下げられてからは、それが出来なくなるよ！」と付け加えて説明すると、一様に口を揃え「子どもにもきちんと注意しておかないといけないネ」と言っていた親御さんが印象的でした。



平成29年度 岐阜県内消費生活相談状況について

〔図1〕相談件数の推移



- ①県及び市町村の相談件数は13,672件(対前年比11.3%増)平成21年度以降9年間で最多。
- ②架空請求に関する相談(3,419件)は前年度(1,118件)から約3倍急増。架空請求の手段はハガキが急増(従来は電子メールが主流)
- ③65歳以上の高齢者が契約者の全体の27.5%を占め増加傾向。高齢者は「訪問販売」「電話勧誘販売」「訪問買取」の割合が大きい。
- ④若者の相談では、契約者年齢が19歳から20歳の成人前後で相談件数が2.8倍に急増。20歳代は「マルチ・マルチまがい」の割合が大きい。



成年年齢引き下げ

オススメ

PTA、学校の授業、放課後児童クラブ、市民グループ、サロン活動など5名以上集まる所に行きます！

内容	・2022年4月1日の成年年齢引き下げで変わること、気を付けることなど
講師	・消費者ネットワーク岐阜の世話人
費用	・無料
申込方法	・開催日の1ヶ月前までにFAX(058-370-6860)にてお申込み下さい。 ※お問い合わせ(担当:河原 ☎058-370-6867)
講義時間	・30分～90分
派遣場所	・岐阜県内ならどこでも

無料出前授業

消費者ネットワーク岐阜版
「ライフ&マネー」

(岐阜県消費者団体等活動支援補助金)
中学校の50分の授業で人生を見通した金融経済教育ができます!!

